○農林水産省
経済産業省
環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定に基づき自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

平成二十三年五月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

一　名称　中央製乳株式会社
二　住所　愛知県豊橋市植田町字八尻十二番地
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	図第一のとおり	一六五、三九八キログラム
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳・加工乳用	図第二のとおり	一、九七三、二四三キログラム

四　回収の方法
当該者が、自ら又は運送業者に委託して回収する。回収を委託された運送業者は、小売業者が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

一　名称　オハヨー乳業株式会社
二　住所　岡山県岡山市中区神下五百六十五番地
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一九六グラム	牛乳・成分調整牛乳・乳飲料用	図第三のとおり	一五九、一〇九キログラム
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	一九五グラム	牛乳用	図第四のとおり	六四六、〇三〇キログラム

四　回収の方法
当該者が、運送業者に委託して回収する。回収を委託された運送業者は、小売業者が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

一　名称　高梨乳業株式会社
二　住所　神奈川県横浜市旭区本宿町五番地
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	無色	一六八ミリリットル	一六八グラム	牛乳用	図第五のとおり	四五三、五五七キログラム
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	一八〇グラム	牛乳用	図第六のとおり	一、二一二、二六五キログラム

四　回収の方法
当該者が、自ら回収する。

一　名称　日本ミルクコミュニティ株式会社
二　住所　東京都新宿区本塩町十三番地
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一四〇グラム	牛乳用	図第七のとおり	一五、〇四二、三〇九キログラム

四　回収の方法
当該者が、自ら回収する。

一　名称　明治乳業株式会社
二　住所　東京都江東区新砂一丁目二番十号
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一五五グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・はっ酵乳用	図第八のとおり	三三、九二七、一九〇キログラム
プラスチック	ナチュラル半透明	一	二・九グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・はっ酵乳用の瓶のキャップ	図第九のとおり	六〇九、四四〇キログラム

四　回収の方法
当該者が、自ら回収する。